

小田原市公設地方卸売市場条例及び小田原市公設地方卸売市場施行規則 各条文を定める理由

条例	規則	定める理由
<p>第1章 総則 (趣旨) 第1条 この条例は、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資するために小田原市が開設する地方卸売市場(以下「市場」という。)に関し、その設置及び卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)第13条第4項各号に掲げる事項その他必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規則は、小田原市公設地方卸売市場条例(昭和47年小田原市条例第55号。以下「条例」という。)第62条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>本条例の趣旨を定めるもの。</p>
<p>(定義) 第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 卸売業者 第6条の2第1項の許可を受け、市場において卸売の業務を行う者をいう。 (2) せり人 卸売業者が、第12条第2項の規定により市長に届け出て、市場においてせり売の方法による卸売の業務に従事させる者をいう。 (3) 買受人 第13条第1項の承認を受け、市場において卸売業者から卸売を受ける者をいう。 (4) 付属営業人 第17条の規定による許可を受け、市場内の店舗その他の施設において卸売の業務以外の業務(以下「付属営業」という。)を営む者をいう。</p>		<p>条例及び施行規則で用いる用語の定義を定めるもの。</p>
<p>(設置) 第2条 小田原市は、市場を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p>		<p>卸売市場法改正法(以下、「改正法」という。)第13条において、卸売市場の名</p>

名称	位置		称、位置及び施設に関する事項を定めるよう規定。
小田原市公設青果地方卸売市場(以下「青果市場」という。)	小田原市酒匂978番地		
小田原市公設水産地方卸売市場(以下「水産市場」という。)	小田原市早川一丁目10番地の1		
<p>(取扱品目)</p> <p>第3条 市場の取扱品目とする物品は、次の各号に掲げる市場の区分に応じ、当該各号に定める物品とする。</p> <p>(1) 青果市場 次に掲げる取扱品目の区分に応じ、それぞれ次に定める物品</p> <p>ア 主たる取扱品目 野菜及び果実並びにこれらの加工品</p> <p>イ 従たる取扱品目 アに掲げるもののほか、規則で定める生鮮食料品等</p> <p>(2) 水産市場 次に掲げる取扱品目の区分に応じ、それぞれ次に定める物品</p> <p>ア 主たる取扱品目 生鮮水産物及びその加工品</p> <p>イ 従たる取扱品目 アに掲げるもののほか、規則で定める生鮮食料品等</p>	<p>(取扱品目に係るその他の生鮮食料品等)</p> <p>第2条 条例第3条第1号イ及び第2号イに規定する規則で定める生鮮食料品等は、別表第1のとおりとする。</p>	<p>改正法施行規則第20条において、取扱品目を公表するよう規定</p>	
<p>(開場の期日)</p> <p>第4条 市場の開場期日は、次に掲げる日(以下この条において「休業日」という。)を除く毎日とする。</p> <p>(1) 日曜日(12月25日から同月30日までの日曜日を除く。)</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)</p>	<p>(開場期日等の変更の通知)</p> <p>第3条 市長は、条例第4条第2項の規定により休業日に開場し、若しくは休業日以外の日に開場しないとき、条例第5条第1項ただし書の規定により開場時間を臨時に変更したとき又は次条ただし書の規定によりせり売又は入札の方法による卸売の販売開始時刻を変更したと</p>	<p>改正法施行規則第20条において、営業日及び営業時間を公表するよう規定</p>	

<p>に規定する休日</p> <p>(3) 1月2日から同月4日まで及び12月31日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休業日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休業日以外の日に開場しないことができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定により休業日に開場し、又は休業日以外の日に開場しないこととしようとする場合には、取扱品目に係る生産出荷の事情、小売商の貯蔵販売能力、消費者の購買慣習その他の事情を十分考慮するものとする。</p>	<p>きは、直ちに、その旨を業務上必要と認める者に通知しなければならない。</p>	
<p>(開場の時間等)</p> <p>第5条 市場の開場時間は、次の各号に掲げる市場の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p>(1) 青果市場 午前7時から午後5時まで</p> <p>(2) 水産市場 午前5時から午後5時まで</p> <p>2 卸売業者の行うせり売又は入札の方法による卸売の販売開始時刻は、前項の開場時間の範囲内で規則で定める。</p>	<p>(販売開始時刻)</p> <p>第4条 条例第5条第2項に規定する規則で定めるせり売又は入札の方法による卸売の販売開始時刻は、次の各号に掲げる市場の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 青果市場 午前8時</p> <p>(2) 水産市場 午前5時</p>	<p>改正法施行規則第20条において、営業日及び営業時間を公表するよう規定</p>
<p>第2章 市場関係事業者</p> <p>第1節 卸売業者</p> <p>(卸売業者の数)</p> <p>第6条 卸売業者の数は、次の各号に掲げる市場の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青果市場 2</p> <p>(2) 水産市場 1</p>		<p>小田原市公設地方卸売市場の卸売業者の数を定めるもの</p>

<p>(卸売業務の許可)</p> <p>第6条の2 市場において卸売の業務を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、第2条に掲げる市場ごとに行う。</p>	<p>第2章 市場関係事業者</p> <p>第1節 卸売業者</p> <p>(卸売業務の許可)</p> <p>第4条の2 条例第6条の2の規定により卸売の業務について市長の許可を受けようとする者は、卸売業務許可申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 定款</p> <p>(2) 登記事項証明書</p> <p>(3) 役員の略歴を記載した書類</p> <p>(4) 株主又は出資者の氏名又は名称及びその持株数又は出資の額を記載した書類</p> <p>(5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度及び前々年度の事業報告書及び決算書</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>2 市長は、前項の申請を許可したときは、卸売業務許可証(様式第1号の2)を申請した者に交付するものとする。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者(以下「卸売業者」という。)は、卸売業務許可証を市場内の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>4 卸売業者は、第1項の許可を受けたときは、速やかに、誓約書(様式第1号の3)を市長に提出しなければならない。</p>	<p>法改正により、開設者が卸売業者の取扱いを決めることになった。公平・公正な取引を確保するため、卸売業の業務の許可制とする。</p>
<p>(卸売業務の許可の基準)</p> <p>第6条の3 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。</p>		<p>許可制度の創設に伴う規定の追加。</p>

<p>(1) 申請者が法人でないとき。</p> <p>(2) 申請者が市場の買受人であるとき。</p> <p>(3) 申請者が、小田原市暴力団排除条例(平成23年小田原市条例第29号)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等(以下「暴力団経営支配法人等」という。)又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利するおそれがあると認められる者であるとき。</p> <p>(4) 申請者が、法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(5) 申請者が、第6条の7第1項又は第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>(6) 申請者の業務を行う役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>イ 暴力団を利するおそれがあると認められる者</p> <p>ウ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>エ 第6条の7第1項又は第2項の規定による許可の取消しを受けた法人のその取消しを受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を行う役員として在任した者で、その取消しの日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>(7) 申請者が、卸売の業務を適確に遂行するのに必要な</p>		
---	--	--

<p>知識及び経験又は資力信用を有する者でないとき。  (8) その許可をすることによって卸売業者の数が第6条に定める数を超えることとなるとき。</p>		
<p>(卸売業務の廃止の届出)  第6条の4 卸売業者は、第6条の2第1項の許可に係る卸売の業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。</p>		<p>許可制度の創設に伴う規定の追加。</p>
<p>(卸売業者に係る報告等)  第6条の5 市長は、この条例の施行に必要な限度において、卸売業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該卸売業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p>		<p>改正法第13条において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正を求めその他の措置をとることができるよう規定。</p>
<p>(卸売業者への改善命令等)  第6条の6 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置を執るべき旨を命ずることができる。  2 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該卸売業者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。  3 卸売業者について、法人の代表者又は法人の代理人、</p>	<p>(卸売業者の業務の停止処分等の通知)  第4条の5 市長は、条例第6条の6第2項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、業務停止処分通知書(様式第1号の8)により当該処分の相手方に対し通知するものとする。  2 市長は、条例第6条の6第3項の規定により入場の停止を命じたときは、入場停止処分書(様式第1号の9)により当該処分の相手方に対し通知するものとする。</p>	<p>改正法第13条において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正を求めその他の措置をとることができるよう規定。</p>

<p>使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、当該卸売業者に対し、前項の規定を適用するほか、市長は、その行為者に対し、6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。</p>		
<p>第6条の7 市長は、卸売業者が第6条の3第1号から第7号までのいずれかに該当することとなった場合には、第6条の2第1項の許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、第6条の2第1項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がないのに第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。</p> <p>(2) 正当な理由がないのに第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。</p> <p>(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。</p> <p>(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。</p> <p>(5) その法人の代表者又はその法人の代理人、使用人その他の従業者が、前条第3項の規定により市場への入場を停止されたとき。</p> <p>(6) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p> <p>3 前2項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p>	<p>(卸売業務の許可の取消処分のお知らせ) 第4条の6 市長は、条例第6条の7第1項又は第2項の規定により卸売業務の許可を取り消したときは、取消処分通知書(様式第1号の10)により当該処分の相手方に対し通知するものとする。</p>	<p>許可制度の創設に伴う規定の追加。</p>

<p>(卸売業者の事業の承継)</p> <p>第6条の8 卸売業者が市場における事業(卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人が当該譲渡及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。</p> <p>2 卸売業者である法人の合併の場合(卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。</p> <p>3 前2項の認可に係る手続その他必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(卸売業者の事業の承継)</p> <p>第4条の3 条例第6条の8第1項の規定により事業の譲渡及び譲受けについて市長の認可を受けようとする者は、卸売業者に係る事業譲渡譲受認可申請書(様式第1号の4)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前条第1項各号に掲げる書類</p> <p>(2) 当該事業の譲渡及び譲受けに係る契約書の写し</p> <p>2 卸売業者は、条例第6条の8第2項の規定により法人の合併又は分割について市長の認可を受けようとするときには、法人の合併にあつては卸売業者に係る合併認可申請書(様式第1号の5)、法人の分割にあつては卸売業者に係る分割認可申請書(様式第1号の6)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 前条第1項各号に掲げる書類</p> <p>(2) 当該法人の合併又は分割に係る契約書の写し</p>	<p>許可制度の創設に伴う規定の追加。</p>
	<p>(法人名変更等の届出)</p> <p>第4条の4 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業者法人名変更等届出書(様式第1号の7)により、遅滞なく、市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 卸売の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。</p> <p>(2) 名称又は所在地を変更したとき。</p> <p>(3) 定款、資本金の額又は役員を変更したとき。</p> <p>(4) 株主又は出資者の氏名若しくは名称又はその持株数若しくは出資の額を変更したとき。</p> <p>(5) 条例第6条の3第1号から第7号までに該当すること</p>	<p>許可制度の創設に伴う規定の追加。</p>



	<p>となったとき。</p> <p>2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、遅滞なく、市長に届け出なければならない。</p>	
	<p>(卸売業者の事業報告書の提出等)</p> <p>第4条の7 卸売業者は、事業年度経過後90日以内に、卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号)第21条の規定による事業報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の事業報告書に係る閲覧の申出があった場合には、貸借対照表及び損益計算書について、次に掲げる正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければならない。</p> <p>(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がされた場合</p> <p>(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がされたと認められる場合</p> <p>(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がされた場合</p> <p>3 前項の閲覧は、事務所内における閲覧、インターネットの利用その他の適切な方法によりさせなければならない。</p>	<p>改正法第13条において、卸売業者は事業報告書を作成、提出するよう規定。</p>
<p>(告示)</p> <p>第6条の9 市長は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。その告示した事項に変更があったときも、同様とする。</p> <p>(1) 第6条の2第1項の許可をしたとき。</p>		<p>市場運営に係る重要事項を広く周知する観点から、告示事項を定めるもの。</p>

<p>(2) 第6条の4の承認をしたとき。  (3) 第6条の7第1項又は第2項の規定による許可の取消しをしたとき。  (4) 前条第1項又は第2項の認可をしたとき。</p>		
<p>(保証金の預託等)  第7条 卸売業者は、第6条の2第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、次条に定める保証金を市長に預託しなければならない。  2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。</p>		<p>卸売市場の公平公正な取引、代金決済機能を確保するために規定。</p>
<p>(保証金の額)  第8条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、次の各号に掲げる市場の区分に応じ、当該各号に定める金額を下らない範囲で規則で定める額とする。  (1) 青果市場 120万円  (2) 水産市場 300万円  2 前項の保証金は、次に掲げる有価証券をもって代用することができる。  (1) 国債証券  (2) 地方債証券  (3) 日本銀行が発行する出資証券  (4) 特別の法律により法人が発行する債券  (5) その他規則で定めるもの  3 前項の有価証券の価格は、規則で定める額とする。</p>	<p>(保証金の額)  第5条 条例第8条第1項に規定する規則で定める保証金の額は、別表第2のとおりとする。  (保証金代用の証券)  第6条 条例第8条第2項第5号に規定する規則で定める有価証券は、政府がその債券について保証契約をした債券とする。  (保証金代用の証券の価格)  第7条 条例第8条第3項に規定する規則で定める有価証券の価格は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  (1) 国債証券、地方債証券又は政府がその債券について保証契約をした債券 その額面金額に相当する額  (2) 日本銀行が発行する出資証券及び特別の法律により法人が発行する債券(前号に掲げる債券を除く。) その額面金額の100分の90に相当する額  2 条例第8条第2項の有価証券が記名式である場合は、</p>	<p>卸売市場の公平公正な取引、代金決済機能を確保するために規定。</p>

	売却承諾書及び白紙委任状を添付しなければならない。	
<p>(保証金の充当等)</p> <p>第9条 卸売業者が、市場に関する使用料等で小田原市に納入すべき金額の納付を怠った場合は、保証金をこれに充当する。</p> <p>2 卸売業者は、前項の規定により保証金が充当されたとき又は預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、市長が指定する期日までに不足額に相当する金額を追加して預託しなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合には、指定期日経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。</p>	<p>(保証金充当の優先順位)</p> <p>第8条 市長は、卸売業者が市場に関する使用料等で小田原市に納入すべき金額の納付を怠ったときは、当該卸売業者が預託した保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。</p> <p>2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。</p> <p>3 第1項の優先して弁済を受ける権利は、前項の優先して弁済を受ける権利に優先する。</p>	卸売市場の公平公正な取引、代金決済機能を確保するために規定。
<p>(保証金の返還)</p> <p>第10条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して2月を経過した後でなければ、これを返還しない。</p> <p>2 前項の規定により返還する保証金には、利子を付さない。</p>		卸売市場の公平公正な取引、代金決済機能を確保するために規定。
<p>(卸売業者の行う卸売の代行)</p> <p>第11条 卸売業者は、市場の効率的な流通及び卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の承認を受けて、当該卸売業者に卸売のための販売の委託をした生産者その他の出荷者に卸売を代行させることができる。</p>	<p>(卸売の代行承認申請等)</p> <p>第9条 卸売業者は、条例第11条の規定により卸売業者の行う卸売の代行について市長の承認を受けようとするときは、卸売代行承認申請書(様式第1号の11)に登記事項証明書又は住民票の写しその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の承認をしたときは、卸売代行承認書(様式第1号の12)を申請した者に交付するものとす</p>	卸売業者が対応できない商品についても、国民に円滑かつ安定的に供給し、卸売市場としての機能を担保するため規定。

	<p>る。</p> <p>(卸売の代行の承認の変更等)</p> <p>第9条の2 卸売業者は、条例第11条の規定により承認を受けた事項の変更等をしたときは、卸売代行承認変更等届出書(様式第1号の13)に、変更事項等を確認することができる書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>	
<p>(せり人の届出等)</p> <p>第12条 せり人は、せりを行うために必要な経験及び能力を有することその他規則で定める資格を有する者でなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、せり人の氏名その他規則で定める事項を記載した名簿を作成し、市長に届け出るとともに、常に当該名簿を市場内に備え置かなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 前項の名簿に記載した事項について変更があるとき。</p> <p>(2) せり人を廃止したとき。</p>	<p>(せり人の資格要件)</p> <p>第9条の3 条例第12条第1項の規則で定める資格は、卸売市場法(昭和46年法律第35号)の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者でないこととする。</p> <p>(せり人の名簿の記載事項等)</p> <p>第9条の4 条例第12条第2項の規則で定める事項は、せり人の住所及びせり人として定めた年月日とする。</p> <p>2 条例第12条第2項の名簿は、せり人名簿(様式第1号の14)によるものとする。</p> <p>3 卸売業者は、条例第12条第2項の規定により当該名簿を市長に届け出るときは、次に掲げる書類を添付しなければならないものとする。</p> <p>(1) せり人の職歴を記載した書類</p> <p>(2) せり人が前条に規定する資格を有する者であることを誓約する書類(様式第1号の14)</p> <p>(せり人章の交付等)</p> <p>第10条 市長は、せり人が所属する卸売業者に、せり人章(様式第2号)を交付するものとする。</p> <p>2 せり人は、卸売の業務に従事するときは、せり人章を着用しなければならない。</p>	<p>県条例に定められていたせり人の資格要件を本条例施行規則に移行。</p> <p>卸売市場における公平・公正な取引を確保するため規定。</p>

	3 卸売業者は、その所属するせり人の廃止の届出をしたときは、直ちに、当該せり人に係るせり人章を市長に返還しなければならない。	
	(備付帳簿) 第10条の2 卸売業者は、次の帳簿を備え、必要事項を明確に記載しなければならない。 (1) 総勘定元帳 (2) 現金出納帳 (3) 固定資産台帳 (4) 荷受帳 (5) 売さばき台帳 (6) 荷主口座帳 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める帳簿	卸売市場における公正な取引を確保するため規定。
第2節 買受人 (卸売を受けようとする者の承認) 第13条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。 2 前項の承認は、第2条に掲げる市場ごとに行う。	第2節 買受人 (買受人の承認申請) 第11条 条例第13条第1項の規定により卸売業者から卸売を受けることについて市長の承認を受けようとする者は、買受人承認申請書(様式第3号)に登記事項証明書又は住民票の写しその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申請を承認したときは、買受人承認書(様式第4号)を申請した者に交付するものとする。	一定の知識、経験等を有する者により、円滑かつ公正な取引を確保するため規定。
第13条の2 市長は、前条第1項の承認の申請が、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしてはならない。 (1) 申請者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得な	(買受人の承認の変更等) 第11条の2 買受人は、条例第13条第1項の規定により承認を受けた事項の変更等(卸売を受ける市場の変更を除く。)をしたときは、買受人承認変更等届出書(様式	一定の知識、経験等を有する者により、円滑かつ公正な取引を確保するため

<p>い者であるとき。</p> <p>(2) 申請者が、卸売の相手方として必要な知識、経験及び資力信用を有する者でないとき。</p> <p>(3) 申請者が、第15条の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。</p>	<p>第4号の2)に、変更事項等を確認することができる書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>	<p>規定。</p>
	<p>(買受人補助者の承認)</p> <p>第13条 市長は、買受人の効率的な取引を確保するため必要があるときは、買受人の申請に基づき、買受人補助者(買受人を補助して卸売業者の行う卸売に参加する者をいう。以下同じ。)を承認することができる。</p> <p>2 前項の承認を受けようとする者は、買受人補助者承認申請書(様式第5号)に登記事項証明書又は住民票の写しその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。買受人補助者を変更するときも、また同様とする。</p> <p>3 市長は、前項の申請を承認したときは、買受人補助者承認書(様式第6号)を交付するものとする。</p> <p>4 第1項の買受人補助者が行う商取引等の行為に関する責任は、申請した買受人がその責めを負うものとする。</p> <p>(買受人補助者の承認の変更等)</p> <p>第13条の2 買受人は、前条第1項の規定により承認を受けた事項の変更等をしたときは、買受人補助者承認変更等届出書(様式第6号の2)に、変更事項等を確認することができる書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>	<p>一定の知識、経験等を有する者により、円滑かつ公正な取引を確保するため規定。</p>
	<p>(買受人章の交付等)</p>	<p>卸売市場内において</p>

	<p>第14条 市長は、買受人に買受人章(様式第7号)及び買受人補助章(様式第8号)を交付するものとする。</p> <p>2 買受人又は買受人補助者は、売買に参加するときは、買受人章又は買受人補助章を着用しなければならない。</p> <p>3 買受人は、その資格を失ったとき又はその買受人補助者を廃止したときは、直ちに、買受人章又は当該買受人補助者に係る買受人補助章を市長に返還しなければならない。</p>	<p>て、市場関係者が買受人であることが把握できるようにするために交付。</p>
	<p>(買受人及び買受人補助者の承認等に係る通知)</p> <p>第14条の2 市長は、買受人及び買受人補助者の承認をしたとき、承認の変更をしたとき又は承認の取消しをしたときは、卸売業者に対し、買受人及び買受人補助者承認等通知書(様式第7号の2)により通知するとともに、市場内の掲示板に掲示するものとする。</p>	<p>市場関係者に買受人及び買受人補助者であることを周知し、市場取引に混乱が生じないようにするため規定。</p>
<p>(承認を受けた事項の変更等の届出)</p> <p>第14条 買受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 承認を受けた事項を変更したとき。</p> <p>(2) 買受人の業務を廃止したとき。</p> <p>2 買受人が死亡し、又は解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p>		<p>買受人の承認制度に伴う規定。</p>
<p>(買受人への是正命令等)</p> <p>第14条の2 市長は、買受人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該買受人に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是</p>	<p>(買受人の入場の停止処分等の通知)</p> <p>第12条 市長は、条例第14条の2の規定により入場の停止を命じたときは、入場停止処分通知書により当該処分の相手方に対し通知するものとする。</p>	<p>改正法第13条において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、</p>

<p>正するため必要な措置を命じ、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。</p> <p>2 買受人について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、当該買受人に対し、前項の規定を適用するほか、市長は、その行為者に対し、6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。</p>		<p>是正を求めその他の措置をとることができるよう規定。</p>
<p>(買受人の承認の取消し)</p> <p>第15条 市長は、買受人が第13条の2各号のいずれかに該当することとなった場合には、第13条第1項の承認を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、買受人が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、第13条第1項の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) その法人の代表者又はその法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、 前条第2項の規定により市場への入場を停止されたとき。</p> <p>(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p>	<p>(買受人の承認の取消処分の通知)</p> <p>第12条の2 市長は、条例第15条の規定により買受人の承認を取り消したときは、取消処分通知書により当該処分の相手方に対し通知するものとする。</p>	<p>改正法第13条において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正を求めその他の措置をとることができるよう規定。</p>
<p>(買受人組合)</p> <p>第16条 買受人が、買受人をもって組織する組合を結成したときは、その規約、役員及び組合員の氏名その他市長が必要と認める事項(以下この条において「規約等」という。)を市長に届け出るものとする。規約等を変更したときも、同様とする。</p>		<p>一定の知識、経験等を有する者により、円滑かつ公正な取引を確保するため規定。</p>



<p style="text-align: center;">第3節 附属営業人 (附属営業の許可)</p> <p>第17条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実に図り、又は出荷者、買受人その他の市場の利用者に便益を提供するため、規則で定めるところにより、附属営業を許可することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 附属営業人 (附属営業の許可申請)</p> <p>第15条 条例第17条の規定により附属営業について市長の許可を受けようとする者は、附属営業許可申請書(様式第9号)に登記事項証明書又は住民票の写しその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請を許可したときは、附属営業許可書(様式第10号)を申請した者に交付するものとする。</p>	<p>市場機能の充実に図り、又は出荷者、買受人その他の市場の利用者に便益を提供するため規定。</p>
<p>(附属営業の許可の基準)</p> <p>第17条の2 市長は、前条の規定による許可の申請が、次の各号のいずれかに該当する場合は、附属営業の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p> <p>(2) 申請者が、暴力団経営支配法人等若しくは小田原市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団を利するおそれがあると認められる者であるとき。</p> <p>(3) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(4) 申請者が、業務を適確に遂行するのに必要な能力及び資力信用を有する者でないとき。</p> <p>(5) 申請者が、第20条の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p>		<p>附属営業の許可制度に伴う規定。</p>

<p>(保証金の預託等)</p> <p>第18条 付属営業人は、第17条の規定による許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。</p> <p>2 前項の保証金の額は、その許可に係る第49条第1項に規定する使用料の月額に相当する金額を超えない範囲で、規則で定める額とする。</p> <p>3 第7条第2項、第8条第2項及び第3項、第9条並びに第10条の規定は、第1項の保証金について準用する。</p>	<p>(保証金の額)</p> <p>第17条 条例第18条第2項に規定する規則で定める付属営業人の保証金の額は、条例第49条第1項に規定する使用料の月額に相当する金額とする。</p> <p>2 前項の保証金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円とする。</p> <p>3 第7条の規定は、第1項の保証金について準用する。</p>	<p>市場機能の充実を図り、又は出荷者、買受人その他の市場の利用者に便益を提供するため規定。</p>
<p>(変更等の届出)</p> <p>第19条 付属営業人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 付属営業の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。</p> <p>(2) 付属営業の業務を廃止したとき。</p> <p>2 付属営業人が死亡し、又は解散したときは、当該付属営業人の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>(付属営業の変更等の届出)</p> <p>第15条の2 付属営業人は、条例第19条の規定により届出をするときは、付属営業変更等届出書(様式第10号の2)に、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>	<p>付属営業の許可制度に伴う規定。</p>
<p>(付属営業人に係る報告等)</p> <p>第19条の2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、付属営業人に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該付属営業人の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p>		<p>改正法第13条において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正を求めその他の措置をとることができるよう規定。</p>
<p>(付属営業人への改善命令等)</p>	<p>(付属営業の業務の停止処分等の通知)</p>	<p>改正法第13条にお</p>

<p>第19条の3 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、付属営業人に対し、当該付属営業人の業務又は会計に関し必要な改善措置を執るべき旨を命ずることができる。</p> <p>2 市長は、付属営業人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該付属営業人に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>3 付属営業人について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、当該付属営業人に対し、前項の規定を適用するほか、市長は、その行為者に対し、6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。</p>	<p>第16条 市長は、条例第19条の3第2項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたときは、業務停止処分通知書により当該処分の相手方に対し通知するものとする。</p> <p>2 市長は、条例第19条の3第3項の規定により入場の停止を命じたときは、入場停止処分通知書により当該処分の相手方に対し通知するものとする。</p>	<p>いて、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正を求めその他の措置をとることができるよう規定。</p>
<p>(付属営業の許可の取消し)</p> <p>第20条 市長は、付属営業人が第17条の2各号のいずれかに該当することとなった場合には、第17条の規定による許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、付属営業人が次の各号のいずれかに該当する場合には、第17条の規定による許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がないのに第17条の規定による許可の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。</p> <p>(2) 正当な理由がないのに第17条の規定による許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始</p>	<p>(付属営業の許可の取消処分の通知)</p> <p>第16条の2 市長は、条例第20条の規定により付属営業の許可を取り消したときは、取消処分通知書により当該処分の相手方に対し通知するものとする。</p>	<p>改正法第13条において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正を求めその他の措置をとることができるよう規定。</p>

<p>しないとき。</p> <p>(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。</p> <p>(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。</p> <p>(5) その法人の代表者又はその法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、前条第3項の規定により市場への入場を停止されたとき。</p> <p>(6) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p>		
<p>(付属営業の規制)</p> <p>第21条 市長は、付属営業の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、付属営業人に対し、その業務又は物品の販売について必要な指示をすることができる。</p>		<p>改正法第13条において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正を求めその他の措置をとることができるよう規定。</p>
<p>第3章 売買取引及び決済の方法</p> <p>(売買取引の原則)</p> <p>第22条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。</p>	<p>第3章 売買取引及び決済の方法</p> <p>(取引単位)</p> <p>第18条 売買取引の単位は、重量による。ただし、重量以外の取引単位がある場合は、容器、本数等の慣例によることができる。</p>	<p>改正法第第13条により、売買取引の原則を定めるよう規定。</p>
<p>(売買取引の方法)</p> <p>第23条 市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に定める売買取引の方法によらなければならない。</p> <p>(1) 別表第1に掲げる物品 せり売又は入札の方法</p> <p>(2) 別表第2に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又</p>	<p>(上場順位)</p> <p>第19条 物品の上場順位は、物品の市場到着順位とする。</p> <p>2 同一品目の受託物品と買付物品とが同時に到着したときは、受託物品を先に上場しなければならない。</p> <p>(現品又は見本による取引)</p>	<p>改正法第第13条により、売買取引の方法を定めるよう規定。</p>

<p>は相対による取引の方法(一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいい、以下「相対取引」という。)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる物品の卸売については、次の各号に掲げる場合であって市長がせり売又は入札の方法によることが著しく不適當であると認めるときは、相対取引によることができる。</p> <p>(1) 災害が発生したとき。</p> <p>(2) 入荷が遅延したとき。</p> <p>(3) 卸売の相手方が少数であるとき。</p> <p>(4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をするとき。</p> <p>(5) 卸売業者と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき、買受けその他の方法により、確保した物品の卸売をするとき。</p> <p>(6) 緊急に出航する船舶に物品を供給する必要があるためその他緊急やむを得ない理由により、通常の卸売の販売開始時刻以前に卸売をするとき。</p> <p>(7) 第26条ただし書の規定により、その市場における買受人以外の者に対して卸売をするとき。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、第1項第2号に掲げる物品の卸売については、次の各号に掲げる場合において市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。</p> <p>(1) 当該市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少したとき。</p> <p>(2) 当該市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加したとき。</p> <p>4 卸売業者は、第1項第2号に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法</p>	<p>第20条 売買取引は、原則として現品又は見本をもってしなければならない。 (価格の呼称制限)</p> <p>第21条 売買取引の呼値は、原則として金銭の呼称を用いなければならない。 (指し値その他の条件の明示)</p> <p>第22条 卸売業者は、受託物品に指し値(消費税及び地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)を除く。以下同じ。)その他の条件がある場合には、せり売又は入札の方法による卸売の販売開始時刻前に、その旨を当該物品に表示しなければならない。</p> <p>2 前項の表示をしないときは、卸売業者は、指し値その他の条件をもって買受人に対抗することができない。</p> <p>3 第1項の受託物品で相当期間内に卸売をすることができないときは、その旨を委託者に通知し、その指図を受けなければならない。 (せり売の方法)</p> <p>第23条 せり売は、せり人がせり売をしようとする取扱物品の品種、産地、数量その他必要な事項を呼び上げ、又は表示した後、上場順位ごとに行わなければならない。</p> <p>2 せり落しは、せり人が最高申込価格(消費税等相当額を除く。以下この項において同じ。)を3回呼び上げたときに決定し、その申込者をせり落し人とする。ただし、せり売をしようとする物品に指し値がある場合において、最高申込価格がその額に達しないときは、この限りでない。</p> <p>3 前項の呼び上げ回数は、状況に応じて減ずることができる。</p> <p>4 せり人は、せり落し人が決定したときは、直ちに、その</p>	
--	--	--

<p>を卸売場内の見やすい場所における掲示その他の方法により関係者に十分周知しなければならない。</p>	<p>価格(消費税等相当額を除く。)、数量及び買受人番号を呼び上げなければならない。 (入札の方法)</p> <p>第24条 入札は、販売担当者が入札する取扱物品の品種、産地、数量その他必要な事項を表示し、又は呼び上げた後、入札参加者に対し、一定の入札書に氏名、入札金額(消費税等相当額を除く。以下この条及び次条において同じ。)その他必要な事項を記載させて行わなければならない。</p> <p>2 開札は、入札終了後、直ちに行わなければならない。</p> <p>3 入札参加者のうち最高価格(消費税等相当額を除く。以下この項において同じ。)に入札した者を落札者とする。ただし、入札をしようとする物品に指し値がある場合において、最高価格がその額に達しないときは、この限りでない。</p> <p>4 前条第4項の規定は、入札の場合に準用する。 (入札の無効)</p> <p>第25条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1) 入札者の氏名が確認できないもの (2) 入札金額その他必要な事項が不明なもの (3) 提出された入札書が2通以上のもの (4) 入札に際して不正行為があったもの</p> <p>2 前項の入札無効は、販売担当者がその理由を示し、無効である旨を告知しなければならない。 (せり売又は入札に対する異議申立て)</p> <p>第26条 せり売又は入札に参加した者は、そのせり落とし又は落札について異議があるときは、直ちに、市長の指定する職員にその旨を申し立てるものとする。</p> <p>2 前項の指定する職員は、同項の申立てについて正当</p>	
--	---	--

	<p>な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を命ずることができる。</p> <p>第27条及び第28条 削除</p>	
<p>第23条の2 卸売業者は、次に掲げる事項を定めたときは、速やかに、公表しなければならない。</p> <p>(1) 営業日及び営業時間</p> <p>(2) 取扱品目</p> <p>(3) 生鮮食料品等の引渡しの方法</p> <p>(4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額</p> <p>(5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法</p> <p>(6) 第39条に規定する出荷奨励金及び第42条に規定する完納奨励金の内容及びその額(その交付の基準を含む。)</p>	<p>(販売開始時刻前の卸売の禁止)</p> <p>第29条 卸売業者は、販売開始時刻前にせり売又は入札の方法による卸売をしてはならない。ただし、条例第23条第2項第5号若しくは第6号又は条例第26条第2号の規定による場合は、この限りでない。</p>	<p>改正法第第13条により、売買取引の方法を定めるよう規定。</p>
<p>(市場外にある物品の卸売の禁止)</p> <p>第24条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、当該市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 卸売業者の申出に基づき市長が指定する場所にある物品の卸売をするとき。</p> <p>(2) 卸売業者が申請した場所にある物品(当該卸売業者と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品に限る。)の卸売をすることについて、当該市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと市長が承認</p>	<p>(物品の市場外卸売場所の指定等)</p> <p>第30条 条例第24条第1項第1号の申出をしようとする卸売業者は、市場外卸売(保管)場所指定申出書(様式第12号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 指定を必要とする場所の位置を記入した図面</p> <p>(2) 指定を必要とする場所の施設の種類及び規模を記載した書面</p> <p>2 条例第24条第1項第2号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、市場外卸売(保管)場所承認申請書(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>	<p>卸売市場が有する集荷・分荷機能、価格形成機能を保持するため規定。</p>

<p>したとき。</p> <p>(3) 卸売業者が電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により物品の卸売をすることについて、当該市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと市長が規則で定める基準に従い承認したとき。</p> <p>2 前項第1号の申出は、規則で定めるところにより行わなければならない。</p> <p>3 第1項第2号又は第3号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p>	<p>(1) 承認を受けようとする場所の位置を記入した図面</p> <p>(2) 承認を受けようとする場所の施設の種別及び規模を記載した書面</p> <p>(3) 卸売業者と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に係る契約書の写し</p> <p>3 条例第24条第1項第3号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、電子情報処理組織等を使用する卸売承認申請書(様式第13号の2)を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 条例第24条第1項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該申請に係る物品が次に掲げるものに限定されていること。</p> <p>ア 別表第3に掲げる物品</p> <p>イ 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することが可能な物品(アに掲げるものを除く。)であつて、市長が当該市場に対する供給事情が比較的安定しているものと認めるもの</p> <p>(2) 当該申請に係る取引において、物品の引渡年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等階級、荷姿、量目その他の公正な価格形成を確保するために必要な事項が提供されることになること。</p> <p>(3) 当該申請に係る取引において、当該市場の買受人が当該取引に参加する機会が与えられること。</p> <p>(4) 当該申請に係る取引において、物品の引渡方法が定められることになること。</p> <p>(5) 市長による当該取引の内容の閲覧が可能なものであること。</p>	
(差別的取扱いの禁止等)		改正法第第 13 条に



<p>第25条 市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、買受人その他の市場において売買取引を行う者(以下「取引参加者」という。)に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。</p> <p>2 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。</p> <p>3 卸売業者は、その許可に係る物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がない限り、その引受けを拒んではならない。</p>		<p>より、差別的取扱いの禁止を定めるよう規定。</p>
<p>(卸売の相手方の制限)</p> <p>第26条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合であつて、市長が買受人の買受けを不当に制限することとならないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該市場の買受人に対して卸売をした後残品を生じたとき。</p> <p>(2) 当該市場の卸売業者から転送を受けなければ他の市場において集荷できない物品を、当該他の市場の卸売業者に卸売をするとき。</p>		<p>卸売市場が有する集荷・分荷機能、価格形成機能を保持するため規定。</p>
<p>(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)</p> <p>第27条 卸売業者は、自己の業務の許可に係る物品についてされる卸売の相手方として物品を買い受けてはならない。ただし、買受人に対して著しく不利益を及ぼさない範囲においては、この限りでない。</p>		<p>卸売市場が有する集荷・分荷機能、価格形成機能を保持するため規定。</p>

<p>(委託手数料以外の報償の收受の禁止)</p> <p>第28条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第37条に規定する委託手数料以外の報償を受けてはならない。</p>		<p>卸売市場が有する集荷・分荷機能、価格形成機能を保持するため規定。</p>
<p>(受託契約約款)</p> <p>第29条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、市長に届け出なければならない。当該受託契約約款を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 前項の受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 委託物品の引渡し及び受領に関する事項</p> <p>(2) 受託物品の保管に関する事項</p> <p>(3) 受託物品の手入れ等に関する事項</p> <p>(4) 市場における連絡方法に関する事項</p> <p>(5) 送り状又は発送案内に関する事項</p> <p>(6) 受託物品の上場に関する事項</p> <p>(7) 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項</p> <p>(8) 委託の解除、委託替え及び再委託に関する事項</p> <p>(9) 委託者の負担すべき費用に関する事項</p> <p>(10) 仕切りに関する事項</p> <p>(11) 第26条ただし書及び第31条第2項の場合に関する事項</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項</p> <p>3 卸売業者は、第1項の受託契約約款を定めたときは、関係者に周知するとともに、主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p>		<p>卸売市場が有する集荷・分荷機能、価格形成機能を保持するため規定。</p>

<p>(販売前における受託物品の検収)</p> <p>第30条 卸売業者は、受託物品(第24条第1項第3号の規定により卸売をする受託物品のうち市場外で引渡しをするもの(次項において「電子商取引に係る受託物品」という。)を除く。)の受領に当たっては、検収を確実に行之、当該受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、市長の指定する職員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、当該受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会い、その了承を得られた場合は、この限りでない。</p> <p>2 電子商取引に係る受託物品の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該受託物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該受託物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実に行之、当該受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、市長の指定する職員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、受託物品の異状については、第1項ただし書に規定する場合を除き、前2項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。</p>	<p>(異状物品確認の方法等)</p> <p>第31条 条例第30条第1項の規定による異状物品の確認は、申出人立会いの上、行うものとする。</p> <p>2 市長は、条例第30条第1項の規定による異状物品の確認を終了したときは、受託品検査証(様式第14号)を申出人に交付するものとする。</p>	<p>卸売市場が有する集荷・分荷機能、価格形成機能を保持するため規定。</p>
<p>(卸売物品の買受人の明示及び引取り)</p> <p>第31条 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品が明らかになるよう措置するとともに、これを速やかに引き取らなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、買受人が物品の引取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。</p> <p>3 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合</p>	<p>(引取りのない買受物品その他に関する届出)</p> <p>第32条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 条例第31条第2項の規定により卸売業者がその物品を保管し、又は他の者に卸売をしたとき。</p> <p>(2) 買受人がその買受代金又は条例第31条第2項の規定による保管の費用若しくは同条第3項の規定に</p>	<p>卸売市場が有する集荷・分荷機能、価格形成機能を保持するため規定。</p>

<p>において、その卸売価格(消費税及び地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。))を含む。以下同じ。)が同項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその買受人に請求することができる。</p>	<p>よる差額の支払を怠ったとき。</p>	
<p>(売買取引の制限)  第32条 市長は、せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。  (1) 談合その他不正な行為があるとき。  (2) 不当な価格を生じたとき又は生ずるおそれがあるとき。  2 市長は、卸売業者又は買受人が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、売買を差し止めることができる。  (1) 売買について不正又は不当な行為があるとき。  (2) 買受代金の支払を怠ったとき。</p>		<p>卸売市場における公平・公正な価格形成を確保するため規定。</p>
<p>(衛生上有害物品の売買禁止等)  第33条 市長及び卸売業者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。  2 衛生上有害な物品は、市場において、売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。  3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。</p>		<p>卸売市場における適正な衛生・品質管理を確保するため規定。</p>
<p>(卸売予定数量等の報告)  第34条 卸売業者は、毎開場日、遅くともその日のせり売又は入札の方法による卸売の販売開始時刻前までに、規則で定めるところにより、その日に卸売をする物品について、</p>	<p>(卸売予定数量等の報告)  第33条 条例第34条第1項の規定による卸売の予定数量の報告は、卸売予定数量報告書(様式第15号)により行わなければならない。</p>	<p>改正法第13条において、開設者は卸売予定数量等を公表するよう規定。</p>

<p>主要な品目の主要な産地ごとの卸売の予定数量を市長に報告しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、毎開場日、卸売の販売終了後速やかに、その日に卸売をした物品について、規則で定めるところにより、主要な品目の数量及び価格(消費税等相当額を含む。)を市長に報告しなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、その月に卸売をした物品の数量及び金額(消費税等相当額を含む。)をとりまとめ、翌月の10日までに、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。</p>	<p>2 条例第34条第2項の規定による卸売をした物品の数量及びその価格の報告は、売上高日計表(様式第17号)及び主要品目販売価格報告書(様式第18号)により行わなければならない。</p> <p>3 条例第34条第3項の規定による前月中に卸売をした物品の数量及び金額の報告は、売上高月計表(様式第19号)により行わなければならない。</p>	<p>開設者として実態を把握するため、必要な情報を卸売業者から報告させる必要があることから規定。</p>
<p>(開設者による卸売予定数量等の公表)</p> <p>第35条 市長は、その日のせり売又は入札の方法による卸売の販売開始時刻前までに、第1号に掲げる物品にあつては主要な品目の主要な産地ごとの卸売の予定数量を、第2号に掲げる物品にあつては主要な品目の数量及び価格(消費税等相当額を含む。)を公表しなければならない。</p> <p>(1) 当日卸売をされる物品 (2) 直前の開場日に卸売をされた物品</p> <p>2 市長は、卸売の販売終了後速やかに、その日に卸売をされた物品について、主要な品目の数量及び価格(消費税等相当額を含む。)を公表しなければならない。この場合において、価格については、産地別に高値、中値及び安値に区分して行わなければならない。</p>		<p>改正法第13条において、開設者は卸売予定数量等を公表するよう規定。</p>
<p>(卸売業者による売買取引の結果等の公表)</p> <p>第35条の2 卸売業者は、次に掲げる事項について、第34条の規定による市長への報告後速やかに公表しなければならない。</p>		<p>改正法第13条において、開設者は卸売予定数量等を公表するよう規定。</p>

<p>(1) その日の主要な品目の卸売の予定数量  (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格  2 卸売業者は、その月の委託手数料の種類ごとの受領額並びに第39条に規定する出荷奨励金及び第42条に規定する完納奨励金の交付額を、その月の翌月に公表しなければならない。</p>		
<p>(仕切り及び送金)  第36条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸売をした日の翌日までに、売買仕切書及び売買仕切金(消費税等相当額を含む。以下この条及び第38条において同じ。)を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。</p>		<p>改正法第13条において、決済方法を定めるよう規定。</p>
<p>(委託手数料)  第37条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から收受する委託手数料は、卸売金額(消費税等相当額を含む。)に、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に定める率以内において規則で定める率を乗じて得た金額とする。  (1) 野菜及びその加工品 100分の8.5  (2) 果実及びその加工品 100分の7.0  (3) 生鮮水産物及びその加工品 100分の6.0  (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める生鮮食料品等 100分の8.5  2 卸売業者は、取扱品目別にその月の委託手数料の種類ごとの受領額をとりまとめ、翌月の10日までに、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。</p>	<p>(委託手数料の率)  第34条 条例第37条第1項に規定する規則で定める委託手数料の率は、次の各号に掲げる市場の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。  (1) 青果市場  ア 野菜及びその加工品 100分の8.5  イ 果実及びその加工品 100分の7.0  ウ 別表第1で定める生鮮食料品等 100分の8.5以内で市長が別に定める。  (2) 水産市場  ア 地元漁業者の委託によるもの 100分の3.8  イ 地元外漁船の委託によるもの 100分の4.5  ウ 上記以外のもの 100分の6.0以内で卸売業者が定めて市長に届け出た率  2 条例第37条第2項の規定により、その月の委託手数料</p>	<p>卸売市場における公平・公正な取引を確保するため規定。</p>

	料の受領額を市長に報告しようとする者は、委託手数料受領額報告書(様式第19号の2)を提出しなければならない。	
(売買仕切金の前渡し等) 第38条 卸売業者は、出荷者に対し、売買仕切金を前渡ししようとするとき又は出荷を誘引するために資金を貸し付けようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 2 市長は、売買仕切金の前渡し等が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認められるときでなければ、前項の承認をしてはならない。	(前渡し金等の支出承認申請) 第35条 卸売業者は、条例第38条第1項の規定により売買仕切金の前渡し又は資金の貸付けについて市長の承認を受けようとするときは、売買仕切金前渡し等承認申請書(様式第20号)を市長に提出しなければならない。	卸売市場における公平・公正な取引を確保するため規定。
(出荷奨励金の交付) 第39条 卸売業者は、市場における物品の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付するときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 2 市長は、出荷奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、物品の安定的供給の確保に資するものと認めるときでなければ、前項の承認をしてはならない。	(出荷奨励金の交付承認申請) 第36条 卸売業者は、条例第39条第1項の規定により出荷奨励金の交付について市長の承認を受けようとするときは、出荷奨励金交付承認申請書(様式第21号)を市長に提出しなければならない。 第37条 削除	卸売市場における公平・公正な取引を確保し、取引実態を把握するため規定。
(買受代金の即時支払義務) 第40条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に、買い受けた物品の代金(せり売又は入札によって買い受けた場合にあつては買い受けた額に消費税等相当額を加算して得た額とし、相対取引によって買		改正法第13条において、決済方法を定めるよう規定。

<p>い受けた場合にあっては消費税等相当額を含む額とする。)を支払わなければならない。ただし、卸売業者が買受人と支払猶予の特約をしたときは、この限りでない。</p> <p>2 卸売業者は、前項ただし書の特約が、当該卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるときは、これを行ってはならない。</p> <p>3 第1項ただし書の規定により支払猶予の特約をする場合には、卸売業者は、当該特約をする買受人以外の買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならないものとする。</p>		
<p>(卸売代金の変更の禁止)</p> <p>第41条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、市長の指定する職員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(卸売代金を変更できる正当な理由)</p> <p>第38条 条例第41条ただし書の規定により卸売代金の変更について市長の指定する職員が正当な理由があると確認する場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。</p> <p>(1) 見本と内容が著しく相違しているとき。</p> <p>(2) 委託者が故意又は過失により粗悪品を混入し、選別不十分と認められるとき。</p> <p>(3) 表示された量目と内容量が著しく相違しているとき。</p>	<p>卸売市場における公平・公正な取引を確保するため規定。</p>
<p>(完納奨励金の交付)</p> <p>第42条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、買受人に対して完納奨励金を交付するときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻</p>	<p>(完納奨励金の交付承認申請)</p> <p>第39条 卸売業者は、条例第42条第1項の規定により完納奨励金の交付について市長の承認を受けようとするときは、完納奨励金交付承認申請書(様式第23号)を市長に提出しなければならない。</p>	<p>卸売市場における公平・公正な取引を確保し、取引実態を把握するため規定。</p>



<p>害するおそれがなく、かつ、卸売業者の間において過度の競争による弊害が生ずるおそれがないと認められるときでなければ、前項の承認をしてはならない。</p>		
<p>(決済の方法) 第42条の2 市場における売買取引の決済の方法は、第36条から前条までの規定によるほか、取引参加者間において定める公正かつ公平な方法によるものとする。</p>		<p>改正法第13条において、決済方法を定めるよう規定。</p>
<p>第3章の2 卸売の業務に関する物品の品質管理 第42条の3 卸売業者は、取扱品目及び卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項並びに品質管理の高度化を図るために必要とされる事項を定めなければならない。 2 卸売業者は、前項の品質管理の方法について規則で定めるところにより市長に届け出るとともに、同項の品質管理の責任者の氏名を、市場内の見やすい場所に掲示しなければならない。</p>	<p>第3章の2 卸売の業務に関する物品の品質管理 第39条の2 卸売業者は、条例第42条の3第1項の規定により取扱品目及び卸売の業務に係る施設ごとに、品質管理の責任者及びその責務について次に掲げる事項を定め、品質管理の方法に関する届出書(様式第23号の2)により同条第2項の規定による届出をしなければならない。届出の内容を変更したときも、同様とする。 (1) 荷受け段階の品質管理に関すること。 (2) 施設の温度管理に関すること(温度管理機能を有する施設に限る。) (3) 卸売場内での物品の取扱いに関すること。 (4) 卸売場の衛生的な利用に関すること。 (5) 取引後の速やかな物品の搬出に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、品質管理の徹底に関すること。</p>	<p>卸売市場における適正な品質を確保するため規定。 市場連絡協議会で衛生管理マニュアルを作成・更新している実態を反映。</p>
<p>第4章 市場施設の使用 (施設の使用許可) 第43条 卸売業者及び付属営業人は、市場施設(市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。)の使用について、規則で定めるところにより市長の許可を受けな</p>	<p>第4章 市場施設の使用 (市場施設の使用許可申請等) 第40条 条例第43条第1項又は第2項の規定により市場施設の使用について市長の許可を受けようとする者は、市場施設使用許可申請書(様式第24号)に施設見</p>	<p>卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため規定。</p>

<p>ればならない。</p> <p>2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認めるときは、買受人その他前項に規定する者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。</p> <p>3 前項の許可を受けた者は、許可を受けた日から起算して1月以内に、当該許可に係る第49条第1項に規定する使用料の月額に相当する金額を超えない範囲で規則で定める額の保証金を市長に預託しなければならない。ただし、会議室及び立体駐車場の使用にあつては、この限りでない。</p> <p>4 前項の保証金は、市場施設を使用しなくなった日から起算して2月を経過した後でなければ、これを返還しない。</p> <p>5 第7条第2項、第8条第2項及び第3項、第9条並びに第10条第2項の規定は、第3項の保証金について準用する。</p>	<p>取図を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請を許可したときは、市場施設使用許可書(様式第25号)を交付するものとする。</p> <p>3 市場施設の使用許可の期間は、3年以内とする。</p> <p>4 条例第43条第3項本文に規定する規則で定める市場施設の使用に係る保証金の額は、条例第49条第1項に規定する使用料の月額の5倍に相当する金額とする。</p>	
<p>(用途変更、転貸の禁止)</p> <p>第44条 前条第1項又は第2項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p>		<p>卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため規定。</p>
<p>(原状変更の禁止)</p> <p>第45条 使用者は、市長の承認を受けずに、市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状を変更してはならない。</p> <p>2 市長は、使用者が市長の承認を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、その返還の際、当該使用者に対</p>	<p>(原状変更の承認申請)</p> <p>第41条 条例第45条第1項の規定により市場施設の原状変更について市長の承認を受けようとする者は、市場施設原状変更承認申請書(様式第26号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(原状回復等の届出)</p> <p>第41条の2 市場施設の使用人は、条例第45条第1項の</p>	<p>卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため規定。</p>

<p>し、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。</p>	<p>規定により承認を受けた事項について、変更又は原状回復を行う場合は、市場施設原状変更承認に係る変更・原状回復届(様式第26号の2)に、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>	
<p>(返還) 第46条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。</p>	<p>(市場施設の返還) 第42条 条例第46条本文の規定により市場施設を返還しようとする者は、市場施設返還届出書(様式第27号)を市長に提出しなければならない。</p>	<p>卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため規定。</p>
<p>(施設の使用者に係る報告等) 第46条の2 市長は、市場施設の適正かつ効率的な使用を確保するため必要があると認めるときは、当該施設の使用使用者に対し、許可を受けた市場施設の使用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、使用者の市場施設に立ち入り、その使用状況を検査させることができる。</p>		<p>改正法第13条において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正を求めその他の措置をとることができるよう規定。</p>
<p>(施設の使用者への改善命令) 第46条の3 市長は、市場施設の適正かつ効率的な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対し、当該使用者の市場施設の使用に関し必要な改善措置を執るべき旨を命ずることができる。</p>		<p>改正法第13条において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正を求めその他の措置をとることができるよう規定。</p>
<p>(使用許可の取消し等) 第47条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用者に対し、使用の許可の全部若しくは一部を取り</p>		<p>改正法第13条において、取引参加者に対し、指導及び助</p>

<p>消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 市場施設について業務の監督、災害の予防、衛生の保持その他管理上必要があると市長が認めたとき。</p>		<p>言、報告及び検査、是正を求めその他の措置をとることができるよう規定。</p>
<p>(補修命令等)</p> <p>第48条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した者に対し、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。</p>		<p>改正法第13条において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正を求めその他の措置をとることができるよう規定。</p>
<p>(使用料の額等)</p> <p>第49条 市場施設の使用料の額は、別表第3のとおりとし、その徴収方法は、規則で定める。</p> <p>2 市場施設の使用に伴う電気、ガス、水道等の料金は、使用者が負担しなければならない。</p>	<p>(卸売業者市場使用料の率)</p> <p>第43条 条例別表第3の1に規定する規則で定める青果市場に係る卸売業者市場使用料の率は、1,000分の2.5とする。</p> <p>2 条例別表第3の2に規定する規則で定める水産市場に係る卸売業者市場使用料の率は、1,000分の2とする。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第44条 条例第49条第1項の規定により規則で定める市場施設使用料の徴収方法は、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める期限までに市長の発行する納入通知書により徴収する。</p> <p>(1) 卸売業者市場使用料 その月分を翌月末日</p> <p>(2) 会議室使用料 使用許可の際</p> <p>(3) 前2号以外の市場施設使用料 その月分をその月の末日又はその年度分を市長が別に指定するその</p>	<p>卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため規定。</p>

	年度内の日	
<p>(使用料の減免)</p> <p>第50条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(使用料を減免できる特別の理由)</p> <p>第45条 条例第50条の規定により市場施設の使用料を減額し、又は免除するについて市長が特別の理由があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体その他公共団体が公用又は公共の用に供するため使用するとき。</p> <p>(2) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。</p> <p>(3) 地震、火災等の災害によって使用施設の全部又は一部を使用できないとき。</p> <p>(4) 市長が前3号に準ずる理由があると認めるとき。</p> <p>2 市場施設使用料の減額又は免除を受けようとする者は、市場施設使用料減免申請書(様式第28号)を市長に提出しなければならない。</p>	<p>卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため規定。</p>
<p>(不正に料金を免れた者に対する過料)</p> <p>第51条 偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p>		<p>卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため規定。</p>
<p>第5章 削除</p> <p>第52条から第54条まで 削除</p>		
<p>第6章 雑則</p> <p>(災害時における生鮮食料品等の確保)</p> <p>第55条 市長は、災害の発生に際しては、他の法令で定めるほか、生鮮食料品等を確保するため特に必要があると</p>		<p>災害発生時に生鮮食料品等を確保し、国民に供給するために規定。</p>

<p>認めるときは、卸売業者及び付属営業人に対して生鮮食料品等の確保について必要な指示をすることができる。</p>		
<p>(無許可営業の禁止)  第56条 卸売業者及び付属営業人がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては物品の販売その他の営業行為をしてはならない。  2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。</p>		<p>卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため規定。</p>
<p>(市場への出入等に対する指示)  第57条 市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内における運搬については、市長の指示に従わなければならない。  2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内における運搬を禁止することができる。</p>		<p>卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため規定。</p>
<p>(市場の秩序保持等)  第58条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。  2 市長は、市場の秩序保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、入場の制限その他必要な措置を執ることができる。</p>		<p>卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため規定。</p>
<p>(保健衛生等の措置)  第59条 使用者は、常に整頓に心掛け、市場施設の清潔保持に努めなければならない。  2 市長は、使用者に対して保健衛生上必要な措置を命ず</p>		<p>卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため規定。</p>

ることができる。		
<p>(許可等の制限又は条件)</p> <p>第60条 市長は、この条例の規定による許可又は承認について必要な制限又は条件を付することができる。</p> <p>2 前項の制限又は条件は、許可又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は承認を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。</p>		卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため規定。
<p>(公表の方法)</p> <p>第60条の2 第23条の2、第35条及び第35条の2の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。</p>		改正法第13条において、開設者は卸売予定数量等を公表するよう規定。
<p>(条例等の変更)</p> <p>第61条 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則の変更があったときは、速やかにその内容を卸売業者、買受人その他の利害関係者に周知するものとする。</p>		卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため規定。
<p>(委任)</p> <p>第62条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>		卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため規定。
	<p>第5章 雑則</p> <p>(掲示事項)</p> <p>第46条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を市場内の掲示場に掲示するものとする。</p> <p>(1) 休業日に開場し、又は休業日以外の日を開場しないとき。</p>	卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため規定。

	<p>(2) 開場の時間を変更するとき。</p> <p>(3) せり売又は入札の方法による卸売の販売開始時刻を変更するとき。</p> <p>(4) 買受人の承認をし、又はその承認を取り消したとき。</p> <p>(5) せり人の届出があったとき又はせり人の廃止の届出があったとき。</p> <p>(6) 付属営業を許可し、その業務を停止し、又はその許可を取り消したとき。</p> <p>(7) 条例第6条の6、第6条の7、第14条の2、第15条、第19条の3、第20条、第46条の3又は第47条の規定による処分をしたとき。</p> <p>(8) 市場に関する法令並びに条例及びこの規則に変更があったとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。</p>	
--	---	--

施行規則

別表第1(第2条、第34条関係)

青果市場		水産市場	
類別	品目	類別	品目
豆加工品類	みそ加工品、納豆、豆腐(パック入り)その他の豆加工品	魚肉入加工品類	プレスハム、ウインナー、ハンバーグ、サラミ、ソーセージ、ぎょうざ、しゅうまい、春巻、コロッケ、メンチカツ、肉だんごその他の魚肉入加工品



海藻加工品類	干わかめ、干ひじき、うご その他の海草加工品	海藻加工品類	寒天加工品その他の海藻加工品
		豆加工品類	煮豆、納豆、豆腐(パック入り)、油揚げ、がんもどき その他の豆加工品
冷凍食品類	調理冷凍加工品	冷凍食品類	調理冷凍加工品その他の冷凍食品
その他	もち(真空包装)、酒かす、めん類、鳥卵類等	その他	おでんの種、うなぎのたれ、鳥卵加工品、てんぷら類、ホルモン焼、味つけ物、もち(真空包装)めん類、刺身用つま等

別表第2(第5条関係)

卸売業者の保証金の額

市場別	前年度の卸売金額	保証金の額
青果市場	20億円未満	120万円
	20億円以上 40億円未満	150万円
	40億円以上	200万円
水産市場	100億円未満	300万円
	100億円以上 150億円未満	400万円
	150億円以上 200億円未満	500万円

	200 億円以上	600 万円
--	----------	--------

別表第3(第30条関係)

類別	品目
野菜類	かんしょ、ばれいしょ、かぼちゃ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、たまねぎ、まめもやし、かいわれだいこん、なめこ、えのきたけ、ひらたけ及びぶなしめじ並びに野菜の加工品
果物類	かんきつ類、りんご、かき、くり、パインアップル、バナナ、キウイフルーツ並びに冷凍果実及び果実の加工品
水産物類	冷凍鯨肉以外の冷凍水産物及び生鮮水産物の加工品(湯煮又は焼干したものを除く。)
加工食料品類	上記以外の加工食料品